○厚生労働省告示第三百四十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十二年十月一日から適用する。ただし、同年九月三十日以前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十二年九月十日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表Ⅱ区分０４９を次のように改める。

049　白血球吸着用材料	
(1)　一般用	120,000円
(2)　低体重者・小児用	126,000円

別表Ⅱ区分０７９⑵中「頭蓋骨用以外」を「人工関節固定用」に改め、同区分に次のように加える。

(3)　脊椎用	1ｇ当たり544円

別表Ⅱ区分０８６⑴を次のように改める。

(1)　リードセット	
①　4極	170,000円
②　16極以上	357,000円

別表Ⅱ区分０８７に次のように加える。

(5)　疼痛除去用（16極以上用）充電式	1,820,000円

別表Ⅱ区分１２６⑶を次のように改める。

(3)　ペントカテーテル	
①　シングルルーメン	3,740円
②　ダブルルーメン	4,300円

別表Ⅱ区分１３３⑼に次のように加える。

④　脳血栓除去用	274,000円

別表Ⅱ区分１３３に次のように加える。

⑽　狭窄部貫通用カテーテル	51,200円

別表Ⅱに次のように加える。

163　膀胱尿管逆流症治療用注入剤	72,100円

別表Ⅵ区分００１中「3,397円」を「3,959円」に改める。
別表Ⅵ区分００２中「2,332円」を「2,660円」に改める。
別表Ⅵ区分００３中「2,733円」を「3,061円」に改める。
別表Ⅵ区分００４中「4,389円」を「4,717円」に改める。
別表Ⅵ区分００５中「2,838円」を「3,166円」に改める。
別表Ⅵ区分００６中「619円」を「802円」に改める。
別表Ⅵ区分００７中「592円」を「805円」に改める。
別表Ⅵ区分００８中「698円」を「911円」に改める。
別表Ⅵ区分００９中「641円」を「854円」に改める。
別表Ⅵ区分０１０中「1,101円」を「1,230円」に改める。

○厚生労働省告示第三百四十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月十日

厚生労働大臣　長妻　昭

第八号中(887)を(888)とし、(823)から(886)までを(824)から(887)までとし、(822)の次に次のように加える。

(823)　ラニナミビルオクタン酸エステル	

○農林水産省告示第千五百十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年九月十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年八月三日　第七十一号
二　登録認定機関の名称及び住所
　社団法人秋田県農業公社　秋田県秋田市中通六丁目七番九号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　秋田県
(2)　認定を行う事業所の所在地
　秋田県秋田市中通六丁目七番九号

○農林水産省告示第千五百十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第五項の規定に基づき、次の登録認定機関から登録の更新の申請が登録の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかったので、この旨を次のとおり公示する。

平成二十二年九月十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　登録年月日及び登録番号
　平成十九年一月二十六日　第九十号
二　登録認定機関の名称及び住所
　財団法人日本醤油技術センター　東京都中央区日本橋小網町三番十一号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機加工食品
四　登録の有効期間満了日
　平成二十三年一月二十五日

○国土交通省告示第千二十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　塩川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線及び標柱二号と三号を昭和四十一年建設省告示第二千八百二十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱三号と四号を結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　長野県下伊那郡大鹿村大字鹿塩
　一六八三番二　一号
　一六七八番一　二号
　六七二番四　三号
　六六二番四　四号
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を昭和四十一年建設省告示第二千八百二十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
　長野県下伊那郡大鹿村大字鹿塩
　一六七八番一　一号から七号
　一六九五番　八号